

令和6年11月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

## 【令和6年11月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和6年11月5日（火） 午後3時30分～

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

### ・農業委員会委員

3番	藤城	英明	4番	大木	正勝
5番	堀越	幸一	6番	吉河	一男
7番	川口	弘子	8番	鈴木	好子
9番	堀越	敏幸	10番	小川	勝雄
11番	鈴木	英範	12番	大木	明男
13番	岩澤	勝敏			

### ・農地利用最適化推進委員

14番	石井	明	15番	渡邊	美基
16番	土井	正裕	17番	土屋	範雄
18番	内山	祐一	19番	松本	幸雄
20番	萩原	典幸			

欠席委員

議 長

会 長	伊藤	正明	会長職務代理者	松本	光芳
-----	----	----	---------	----	----

事務局

局 長	金親	俊哉	次 長	堀越	充
書 記	市原	直樹			

局 長                    本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。  
                              うございます。  
                              それでは定刻となりましたので、11月農業委員会定例総会を開催させていただきます。  
                              それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長                挨拶

局 長                    ありがとうございます。  
                              それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。  
                              伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長                    本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年11月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。  
                              それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時30分）

議 長                    農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないま

す。6番 吉河 一男 委員、7番 川口 弘子 委員。両名を指名いたします。

議長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局長 本件は、農地法第3条による所有権移転の申請です。

始めに、資料1の1について説明します。

譲渡人と譲受人は資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3

条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

書記(市原) 議案第1号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議長 それでは、議案第1号を採決します。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 1 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第 2 号から議案第 3 号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長 一括説明を承認します。

局 長 それでは、議案第 2 号について説明します。  
資料 2 をご覧ください。  
本件は農地法第 5 条による転用を伴う所有権移転の申請です。

始めに、資料 2 の 1 について説明します。  
譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。  
申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。

申請の理由は、道路拡幅工事のためです。  
転用時期は、令和7年1月1日から令和7年6月30日までです。

次に5について説明します。  
所要額は、資料に記載のとおりです。

次に6について説明します。  
譲受人と譲渡人との関係は、他人（第三者）となります。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定は無く、10ha未満の農地で、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続きまして、議案第3号です。

資料3をご覧ください。  
本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借

権設定の申請です。

始めに、資料3の1について説明します。

申請者は先程と同じです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、道路拡幅工事に伴う車両通行路として使用のためです。

転用時期は、先程と同じです。

次に5資金計画と6譲受人と譲渡人の関係は先程と同じです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定は無く、10ha未満の農地で、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われ。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案第2号及び議案第3号の説明を終わ

ります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(市原) 議案第2号及び議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決します。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 次に、議案第3号を採決します。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 3 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 4 号、農地法第 5 条による一時転用を伴う賃借権の設定に関する件を議題と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第 4 号から議案第 5 号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長 議案第 4 号から議案第 5 号の一括説明を承認します。

局 長 それでは、議案第 4 号です。  
資料 4 をご覧ください。  
本件は農地法第 5 条による一時転用を伴う賃借権設定の申請で、令和 2 年 1 1 月 2 7 日付で許可を受けた案件の更新申請です。

始めに、資料 4 の 1 について説明します。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備用地のためです。

一時転用時期は、更新申請のためありません。

事業又は施設の概要は、太陽光パネル272枚、パソコン5台となります。

次に5について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については10ha以上のまとまりがある農地であることから第1種農地と判断出来ると思われ、なお、一時転用であり町の農業振興地域整備計画に支障を来さない計画であることから第1種農地の例外規定に該当するものと判断します。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周

辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続いて、議案第5号です。

資料5をご覧ください。

本件は農地法第3条による区分地上権設定の申請です。

資料5の1について説明します。

申請者は、先程と同じです。

次に下の2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備の設置をするためです。

本議案について、区分地上権の設定に関する申請書に記載された内容を精査したところ、内容に問題はありませんでした。

以上で、議案第4号及び第5号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(市原) 議案第4号及び議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決します。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 次に、議案第5号を採決します。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きますして、議案第6号、農地法第5条による一時転用を伴う賃借権の設定に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第6号から議案第7号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長 議案第6号から議案第7号の一括説明を承認します。

局 長 それでは、議案第6号です。  
資料6をご覧ください。  
本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請で、令和2年11月27日付で許可を受けている案件の更新申請です。

資料6の1について説明します。  
譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。  
申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備設置のためです。

一時転用時期は、更新のため記載がありません。

事業又は施設の概要は、太陽光パネル272枚、パソコン5台となります。

次に5について説明します。

所要額は、は資料に記載のとおりです。

次に6について説明します。

譲渡人と譲受人との関係は「第三者」です。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われま

す。  
次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続きまして、議案第7号です。

資料7をご覧ください。

本件は農地法第3条による区分地上権の設定の申請です。

始めに、資料7の1番について説明します。

申請者は、先程と同じです。

次に2番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備の設置をするためです。

本議案について、区分地上権の設定に関する申請書に記載された内容を精査したところ、内容に問題はありませんでした。

以上で、議案第6号及び第7号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記(市原)

議案第6号及び議案第7号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決します。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 次に、議案第7号を採決します。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きますして、議案第8号、令和6年第9次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第8号です。  
本件は、令和6年10月25日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。  
資料を1枚めくっていただき、整理番号一覧をご覧ください。  
利用権の新規が1件、更新が1件で、合計面積：21,316㎡です。  
詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記(市原) 議案第8号の説明をする。

議 長 それでは、議案第8号を採決します。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)

議 長 よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

議 長 次に「その他」でございます。

事務局より説明をお願いします。

書 記(市原) その他の報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。  
(意見なし)

議 長 以上をもちまして、令和6年11月芝山町農業  
委員会定例総会を閉会いたします。委員の皆様、  
お疲れ様でございました。